

## 最高裁上告棄却決定に抗議する

神奈川県民約230名が、マイナンバー（共通番号）制度によって、自らの意思に基づかずに個人情報を国家に一元的に管理されることは憲法13条の保障するプライバシー権を侵害するものとして国を提訴した訴訟（マイナンバー訴訟）につき、最高裁は本年3月26日に上告棄却、上告不受理の決定を行った。2016年3月24日に横浜地裁に提訴後9年に渡って闘われてきたマイナンバー訴訟は、この最高裁の決定をもって終結するに至った。しかし、最高裁が憲法13条の解釈等実質審理をすることなく、いわゆる門前払い判決で訴訟を終結させたことは、司法の役割を放棄するものであり、断固抗議する。

私たちはマイナンバー制度が違憲であることを主張する前提として、現代のデジタル社会に適合した憲法解釈をすること、具体的にはプライバシー権についての学説上の通説である自己情報コントロール権の承認を最高裁に対しても強く求めてきた。しかし、今回の最高裁決定は憲法13条のプライバシー権について、2023年3月9日の先行訴訟の「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」という解釈を無批判に踏襲したものであり、深い憤りと失望を禁じ得ない。この解釈はプライバシー権についてのリーディングケースとされた「宴のあと」東京地裁判決（1964年9月28日）の「私生活をみだりに公開されない権利」と本質的に異なるものではない。現在から60年以上前のPCもインターネットもSNSも生成AIも全く存在しない社会におけるのと同様の憲法解釈を漫然と行っている最高裁のこうした姿勢は異様であり、もはや理解不能である。

すでにマイナンバー制度の下で、数多くの漏えい事例が発生しており、国民のプライバシー権は危機的な状態となっている。政府は、多数の国民の不安と反対を押し切って、保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化することを強行したが、これも国民のプライバシー権を大きく後退させるものである。

デジタル化の進行の中で、プライバシー権を中心とする基本的人権や民主主義が大きく変容しようとしていることは多くの者の実感するところである。本件最高裁決定は、それに対し憲法は無力であることを示したと言っても過言でなく、社会に与える影響は極めて大きい。EUがAI法やプロファイリング規制について、憲法の基本権を保障する観点から法整備がなされているのに対し、先の保険証廃止も含め、わが国の個人情報保護法制等において全くそのような観点が無いのは、このような最高裁の姿勢が大きく影響していることは専門家からも指摘されている。基本的人権や民主主義を擁護するためにも、こうした最高裁の旧態依

然とした憲法解釈は直ちに改められなければならない。

今国会においてマイナンバーの利用可能事務を拡大するための番号法改「正」案が審議されようとしている。これはマイナンバーの利用が可能な国家資格等の事務を新たに司法書士、公認会計士、電気工事士、技術士などの44資格拡大するとともに、在留カードの交付等や国民保護法による救援の実施など12事務にマイナンバーの利用を拡大するものである。

この利用拡大は2023年6月2日に成立した改正番号法によって社会保障、税、災害対策の3分野以外の行政事務においてもマイナンバーの利用を可能とした法改悪によるものである。この改悪の直前の2023年3月9日に最高裁第一小法廷は先行する仙台・九州・名古屋訴訟について、利用範囲が社会保障・税・災害対策に限定されているから危険性を制限できるとしてマイナンバー制度は合憲であると判決した。私たちはこの3分野限定論を最高裁判決から引き出したことは全国で闘われた裁判闘争の大きな成果だと考えている。

であるからこそその後のこの判決を無視して進められつつある3分野以外への制度拡大が違憲であるかどうか、控訴審において弁論再開を求めたが受け入れられず敗訴した。

最高裁にはそうした高裁の弁論再開を実行しなかったことも含めて、現実に行しつつあるマイナンバー制度の拡大について司法としての判断を求めたが、全くの門前払いがなされたことに私たちは大きな絶望を抱かざるをえない。

しかし私たちは決して諦めない。

巨大デジタルプラットフォーマー（DPF）の下に、世界中のあらゆる個人データが集積し、AI等によるプロファイリングにより、容易に個人の機微情報までを探知しうる現代社会において、憲法が本来の役割を発揮し、プライバシー権を含む基本的人権が保障される社会の実現のため、私たちは今後もマイナンバー制度の問題性を訴え、番号による管理が個人の意思に反して行われぬよう今後も闘い続ける決意である。

2025年4月18日

4.18集会「マイナンバー違憲訴訟・最高裁における展望！」

参加者一同